札幌市地域包括支援センター運営事業の概況

資料3

【目的】

地域の高齢者に対し必要な介護予防サービスが提供されるための適切な介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、地域のネットワークの構築や、権利擁護を含む総合的な相談支援の実施、高齢者の状態変化に対応した長期継続的な包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行い、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ること及び地域包括ケア体制の構築を図ることを目的とする。

【これまでの経緯】

平成18年度の地域支援事業の創設に伴い、17ヵ所に設置。その後、高齢者人口の増加に合わせて、平成22年度に4ヵ所、平成25年度に6カ所の増設を行い、現在は市内27ヵ所の設置。また、平成30年度、南区の2ヵ所において受託法人が変更となった。

【対象者】

65歳以上の高齢者及びその家族、地域福祉関係者、介護サービス事業者等

【設置状況】

12法人（社会福祉法人：7、医療法人：5）に委託し、全市に27か所設置
(R7年度より支所を1か所設置)

【配置職員】

常勤・専従の専門職員として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員　をそれぞれ1名以上組み合わせて配置。1センターあたりの配置人数は担当する地域の高齢者人口等に応じて年度ごとに決めており、令和5年度の1センターあたりの専門職員の規定配置人数は6～13人であった。令和5年度には北区のセンターにフレイル改善マネジャーを配置。令和6年度からは、フレイル改善マネジャーを北区に加え、豊平・清田・南・西区にも各センターに1名配置し、中央・東・白石・厚別・手稲区にオレンジコーディネーターを各センターに1名配置し、令和8年度より全区に配置。専門職員のほかに、事務職員1名、その他介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務のみを行う指定介護予防支援担当職員を各センター任意で配置している。

・令和元年度より、センター長の配置を義務付けている。

・令和7年度より、常勤換算方法を導入している。

【業務内容】

1　包括的支援事業

（1）　総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるように、総合相談、実態把握等で必要な支援を把握し、適切なサービスや機関、制度等の利用につなげる支援を行うとともに、地域の関係機関とのネットワークの構築を図る。

（2）　権利擁護業務

権利擁護の視点に基づき、「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の活用のための支援を行うほか、高齢者の虐待防止、消費者被害防止のために関係機関との連携・協力に努めるとともに、必要な知識の普及啓発等を行う。

（3）　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者一人一人の状況に応じ、様々な支援を組み合わせ、継続的フォローアップするため、医療機関、ケアマネジャーとの連携や、地域を基盤とした在宅と施設の連携を図り支援体制を構築する。

（4）　介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

要支援認定者及び事業対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助（ケアプラン作成含む）を行う。

2　指定介護予防支援業務

予防給付の対象となる要支援認定者に対し、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、ケアプランを作成するとともに、適切なサービスが提供されるよう必要な援助を行う。

1．令和7年度地域包括支援センターの活動実績

（1）総合相談支援業務

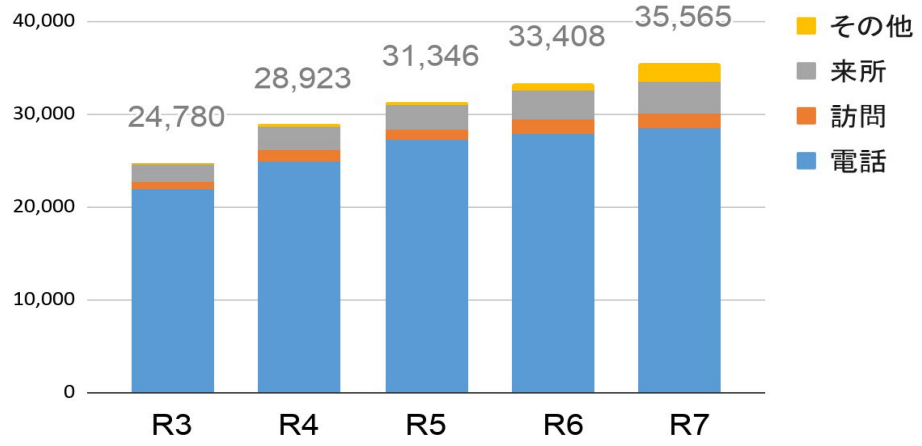
○総合相談件数については、令和7年度においても増加傾向は続いている。令和6年度より家族介護者が相談しやすい環境整備のため、各センターのホームページに電子メールの掲載や入力フォームの設定を行うこととしており、メール等での相談件数も増えている。

○相談者別の割合は、「家族・親戚」が最も多く「本人」と合わせて全体の約70%を占めている。次に「医療機関」が多く、例年と同様の傾向であった。

○相談内容は、「介護サービスの利用希望」が最も多く「介護保険制度・サービス」と合わせて全体の49%を占めており、例年と同様の傾向であった。

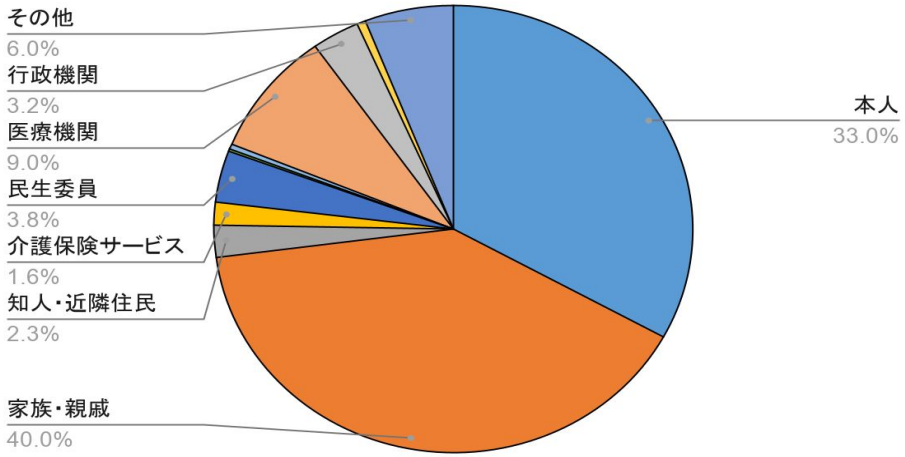
○対応結果としては、情報提供等により初回相談で終了となったケースが54%で、残り半数は継続的な支援（介護予防ケアマネジメント等の利用契約を含む）が必要となっている。相談の内容が複雑化しており、受診や支援を拒否する事例など、対応が難しい事例が年々増加している。

【総合相談件数（延数）】　（単位：件）

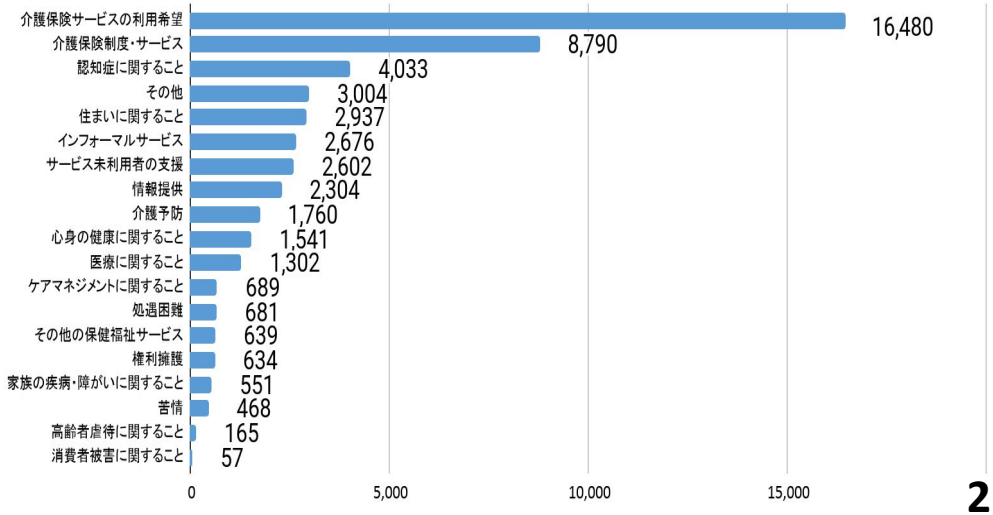


※介護支援専門員からの相談を除く。
（（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務で計上。）

【相談者区分】　（単位：件）



【相談内容】（重複あり）　（単位：件）



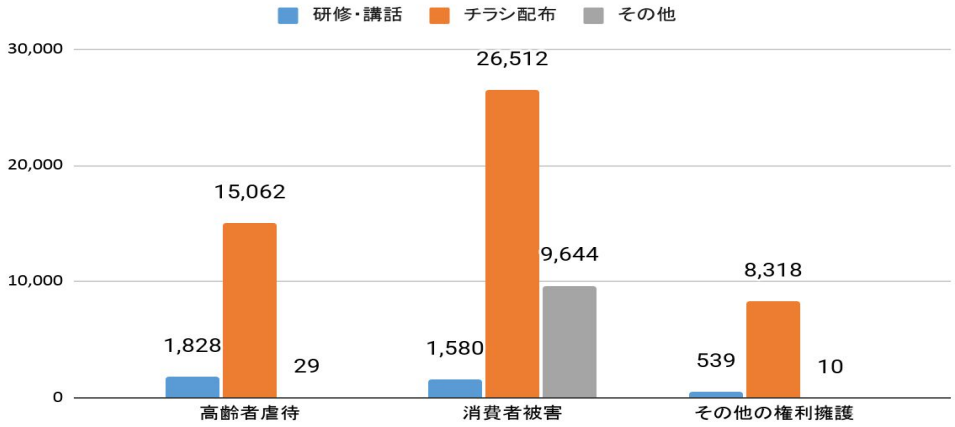
（2）権利擁護業務

○権利擁護が必要な高齢者の早期発見・早期対応に向けた普及啓発として、研修・講話の他、チラシ配布等により幅広く地域住民・関係機関への情報提供活動を継続して実施している。

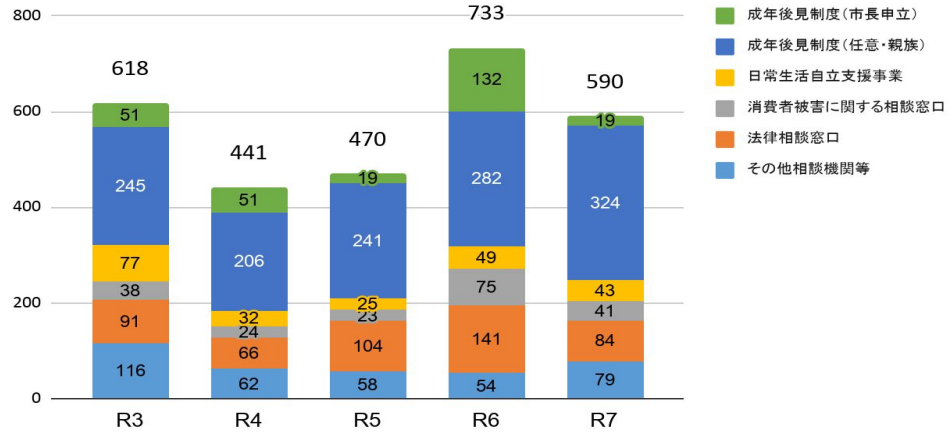
○権利擁護に関する利用支援延件数は近年増加傾向にあったが、札幌市成年後見推進センターが令和4年3月に設置された影響もあり、令和4年度は減少したが、令和6年度からは増加に転じている。

○高齢者虐待について、相談受理件数は増加の傾向にある。地区組織や関係機関と連携し、必要な相談が入るよう普及啓発を継続しており、また、相談受理後は実態把握訪問等の必要な対応を迅速に行っている。

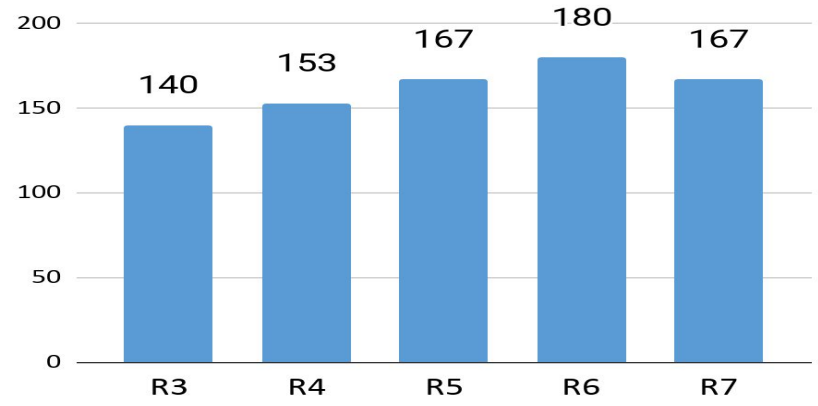
【地域住民・関係機関への情報提供活動（令和7年度）】　（単位：人）



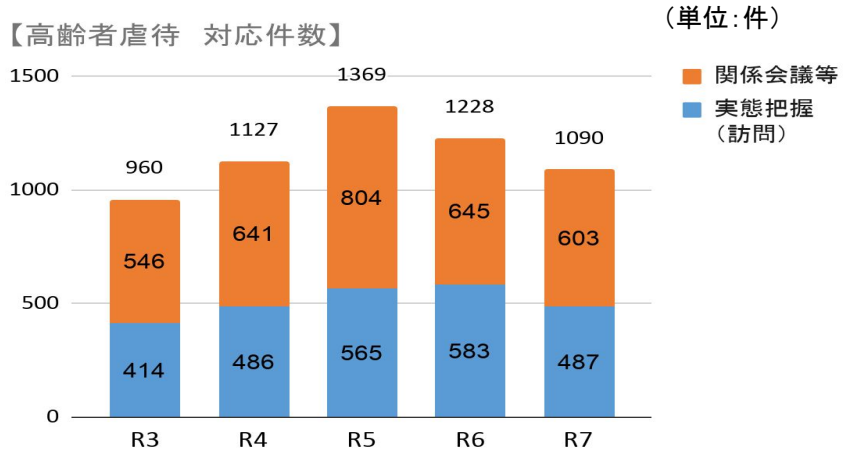
【権利擁護に関する利用者支援件数（延件数）とその内訳】　（単位：件）



【高齢者虐待　相談受理数】　（単位：件）



【高齢者虐待　対応件数】　（単位：件）



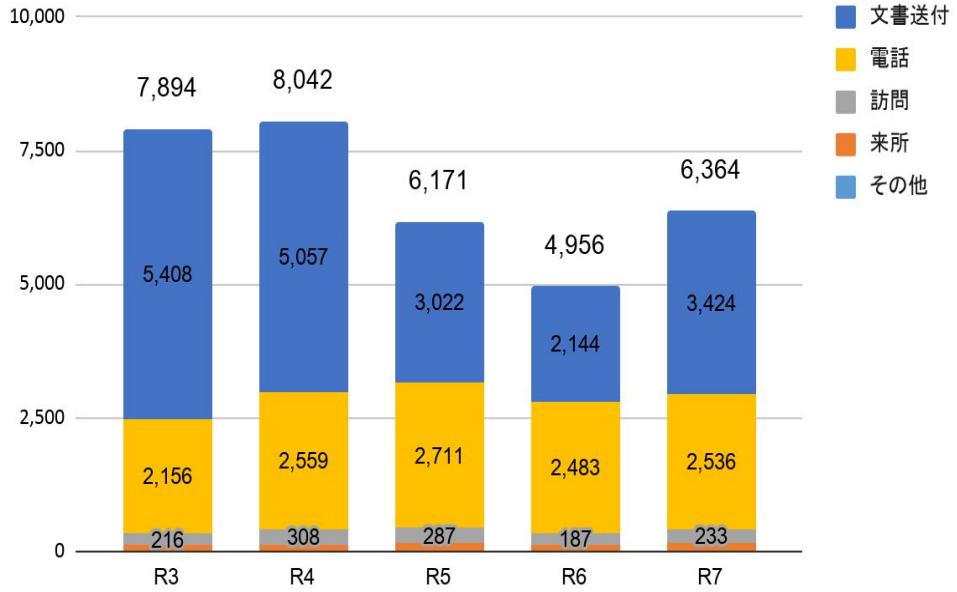
(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

○介護支援専門員に対する相談支援・ネットワーク構築等支援数は、より効果的な支援方法に見直し、文書での支援が減少傾向。

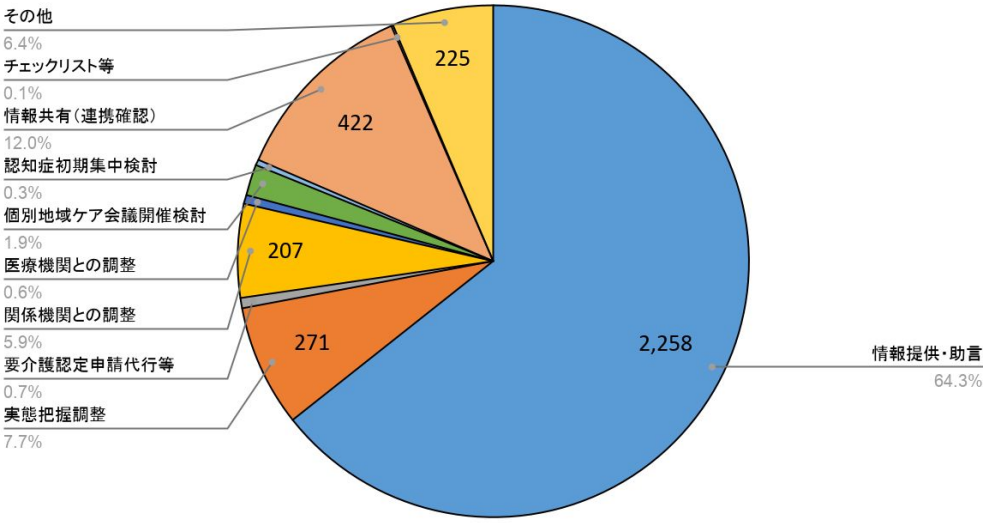
○相談支援の内容では、例年通り、介護保険制度・サービス等に関する「情報提供・助言」が最も多く全体の6割を占めており、残りは「実態把握調整」等の継続支援を要する対応となっている。

○介護支援専門員を対象とした研修会等の開催状況については、参加者数は減少傾向にあるが、小規模多機能多機能型居宅介護の介護支援専門員を対象にした研修を行う等、地域のニーズに応じて開催している。

【介護支援専門員　相談支援・ネットワーク構築等支援(延数)】　(単位:件)

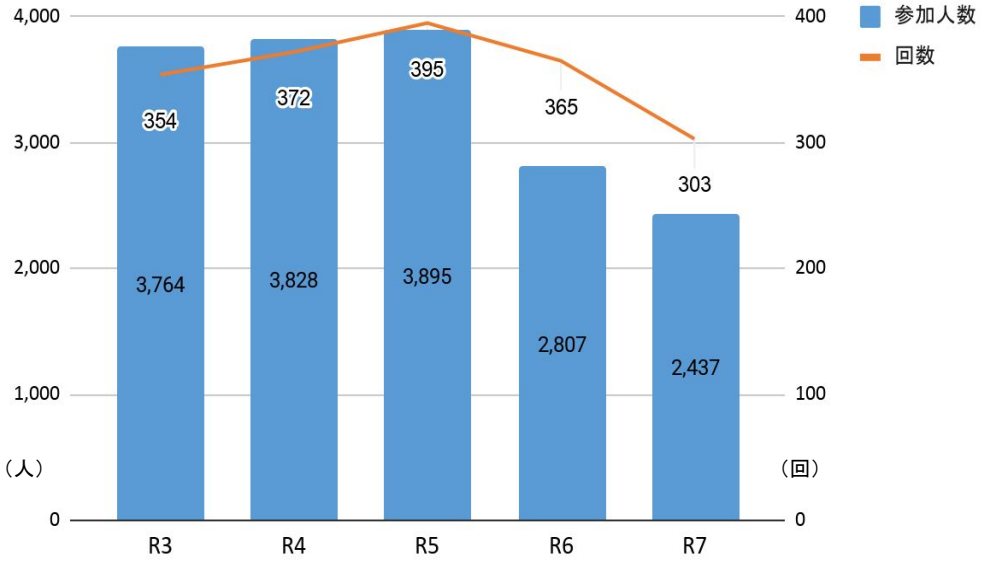


【介護支援専門員　相談支援の内容(延数)】　(単位:件)



※情報提供の内容:介護保険制度、保健福祉サービス、インフォーマルサービス、成年後見制度　等

【介護支援専門員対象の研修会等開催状況】



（4）介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務

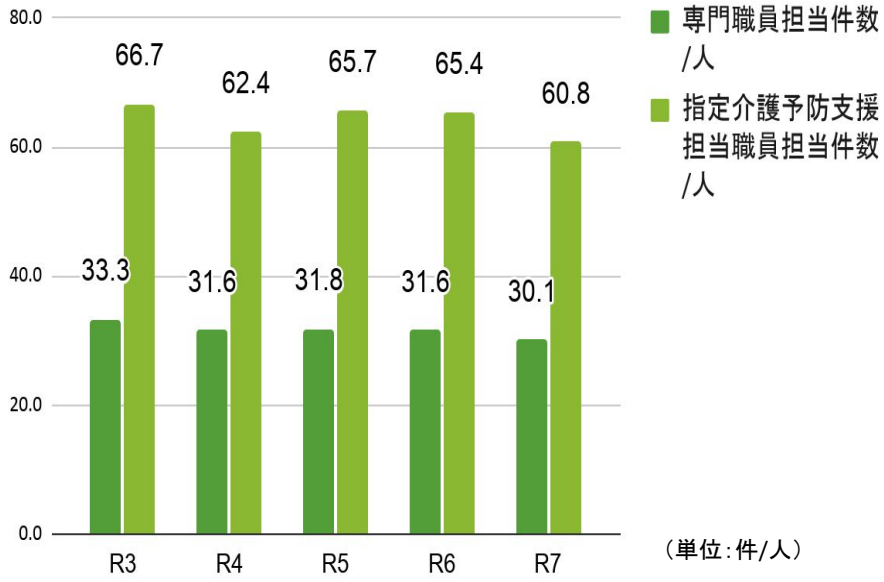
○運営方針にて、専門職員のケアプランの担当上限数を設定
専門職員：平均40件以下/人（上限）

○職員一人当たりの平均ケアプラン数は、上限以下を維持。なお、やむを得ず、上限数を超えている職員がいる場合は、センターごとに是正に向けた取組を実施している。

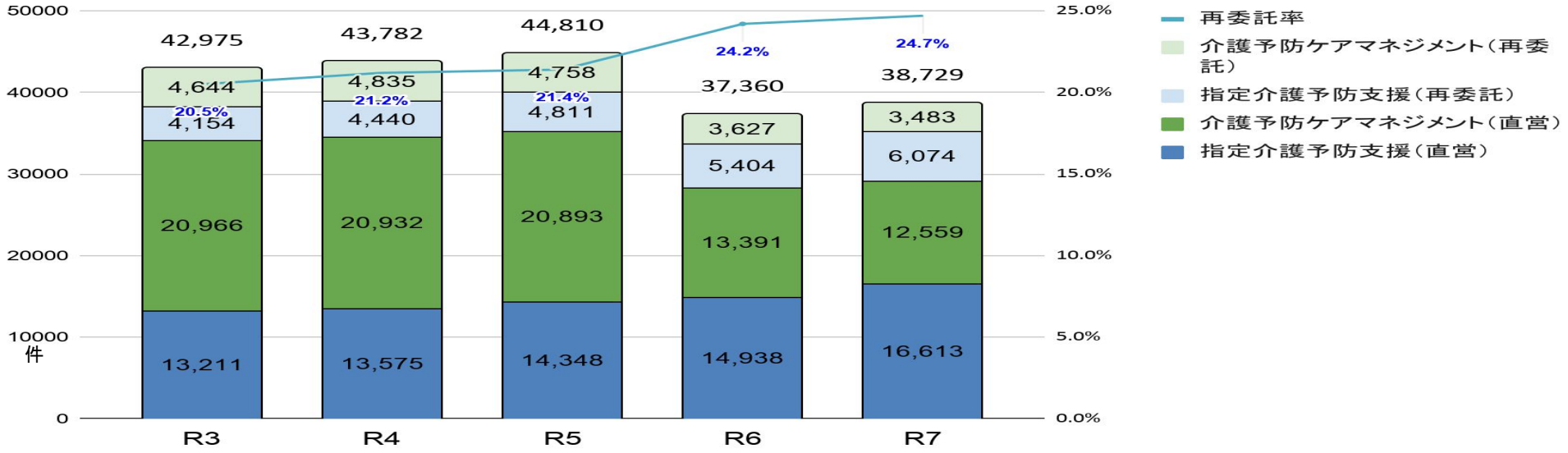
○プラン作成数は、業務負担軽減のため、R5年10月より介護予防ケアマネジメントにおけるケアプランの有効期間の上限を半年から12か月に変更したため、介護予防ケアマネジメントにおけるケアプラン作成数は減少傾向。

○プラン作成の再委託率は、緩やかに伸びてきており、職員 1人あたりの平均ケアプラン担当数も若干減少傾向であることから、R6年度より居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所として指定を受けられることとなったことの効果が出てきている可能性がある。

【職員一人当たりの平均ケアプラン担当数（年平均）】



【プラン作成数（年間延数）、再委託率】



フレイル改善マネジャーによる要支援認定を受けているサービス未利用者へのアプローチ（R8年度より10区展開）

【目標】フレイルが疑われる方の自立支援・重度化防止を図り、健康寿命の延伸に寄与する。

背　景（札幌市の課題）

- 全国と比較し、要支援認定者、サービス未利用者ともに多い。
- 要支援認定を受けているサービス未利用者への支援が十分ではない。（現状の体制では、全体の3割程度のアプローチに留まっている）
- コロナの影響を受け、フレイル状態の高齢者が増加している。
- 高齢者人口の増により要介護・要支援認定者が増加する一方、サービス提供人材は不足しており、介護予防が重要。

課題解決に向けた施策

- 地域包括支援センターに**フレイル改善マネジャー**として専門職員を1名追加配置
- 現状の体制ではアプローチすることができていない**要支援認定を受けているサービス未利用者に支援**を行い、自立支援・重度化防止を図る。

【主な支援内容】
- セルフケア能力向上のための動機づけや情報提供
- 必要な介護予防事業についての情報提供や利用支援
- サービスが必要な方には、早期に適切なサービスにつなげる。

期待される効果

- サービス未利用者がフレイル状態を改善し、**自立した生活を継続**することができる。（健康寿命の延伸）
- 自立支援・重度化防止の推進により、**介護給付費を削減**することができる。



効果分析の結果

- 要支援認定を受けており、サービス未利用者の約半数はフレイル状態である
- 要支援認定申請の理由は「いざというためとりあえず申請」が最多（不要な申請が多い）
- 訪問によるアプローチが効果的
- 介護給付費抑制効果が将来的には見込める

実施結果

	R5年度（北）	R6年度 （北・豊平・清田・南・西）	R7年度 （北・豊平・清田・南・西）
対象者 アプローチ数	対象者：1,985人 アプローチした人数：1,358人（約7割）	対象者：5,442人 アプローチした人数：4,412人（約8割）	対象者：5,798,人 アプローチした人数：4,939人（約9割）
アプローチ方法	● 電話と文書(88.6%) /電話のみ(5.4%) ● 電話と訪問(4.7%)/訪問のみ(1.3%)	● 電話と文書(74.3%) /電話のみ(2.8%) ● 電話と訪問(21.6.%) /訪問のみ(1.3%)	● 電話と文書(80.3%) /電話のみ(1.8%) ● 電話と訪問(17.0%) /訪問のみ(0.9%)
対象者の実態	● 認定を申請した理由は「いざという時のためにとりあえず申請」が最多 ● サービス未利用の理由は「サービスを利用しなくても自分で生活できる」が最多 ● フレイル状態の方が約5割（後期高齢者の質問票による）	R5年度の結果と同様の傾向	R5年度の結果と同様の傾向
アプローチ結果 （重複あり）	● 介護予防活動について紹介した(72.2%) ● セルフケア等について情報提供した(12.5%) ● 介護予防給付等の公的サービスにつなげた(4.3%) ● 介護予防活動につなげた(1.1%) ● インフォーマルサービスにつなげた(0.5%) ● 短期集中予防型サービス事業につなげた(0.4%)	● 介護予防活動について紹介した(52.5%) ● セルフケア等について情報提供した(12.4%) ● 介護予防給付等の公的サービスにつなげた(8.3%) ● 介護予防活動につなげた(1.7%) ● インフォーマルサービスにつなげた(0.9%) ● 短期集中予防型サービス事業につなげた(1.1%)	● 介護予防活動について紹介した(55.7%) ● セルフケア等について情報提供した(9.6%) ● 介護予防給付等の公的サービスにつなげた(4.7%) ● 介護予防活動につなげた(1.4%) ● インフォーマルサービスにつなげた(0.5%) ● 短期集中予防型サービス事業につなげた(1.3%)

要支援認定を受けているサービス未利用者は約半数がフレイル状態であるが、サービスを利用しなくても生活できる者が多い。この時期に訪問等により個々の状態に合わせ、介護予防教室等を紹介することにより、効率的に要介護状態となることを防ぐことができる

R8：10区で実施

チームオレンジ体制構築モデル事業（R8年度より10区展開）

【目的】本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを構築することで、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進する。

背　景（札幌市の課題）

・高齢化の進行と認知症高齢者の増加
（2040年には高齢者の**7人**に**1人**が認知症）
・認知症サポーター養成講座受講者は累計　13万人を超えるが、実際にサポーターとして活動する場、機会が少ない。

課題解決に向けた施策

・本人、家族のニーズと認知症サポーターを中心とした活動を、オレンジコーディネーターがつなぐ仕組みを構築
・令和6年度より5区（中央、東、白石、厚別、手稲）13包括にオレンジコーディネーターを配置。

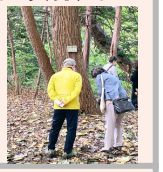
期待される効果

・認知症の方が困ったことがあっても地域住民やサポーターの自然な支え合いにより、安心して地域での生活を続けられる。
・認知症を正しく理解する市民が増え、認知症の偏見がなくなり、共生社会が実現する。

効果分析の実施

・身体状態チェックシートにより、身体状況と主観的健康観等の分析、及び認知症の本人、家族、サポーターへのインタビュー調査等により、学識経験を有する専門職等の知見を踏まえた分析、効果検証を実施。

実施結果

	令和6年度	令和7年度
オレンジサポーター養成	ステップアップ講座　**36**回開催 オレンジサポーター　**453**名養成	ステップアップ講座　**30**回開催 オレンジサポーター　**430**名養成
常設の拠点の場運営（週2回）	**19**箇所開設 /延**562**回開催 延**3121**名参加 ・本人実**74**/延**446**名 ・家族実**61**/延**180**名 ・サポーター実**165**/延**1201**名 ・その他実**286**/延**1294**名 	**26**箇所開設 /延**2,653**回開催 延**10,056**名参加 ・本人実**184**/延**1,326**名 ・家族実**105**/延**641**名 ・サポーター実**328**/延**4363**名 ・その他実**752**/延**3,726**名 
個別マッチング	実**10**名/延**37**回実施 ★本人の希望をサポーターとともに実現する活動 ・趣味活動支援（編み物等） ・外出支援など（認知症カフェ、スマイルオレンジチーム参加等） 	実**24**名/延**242**回実施 ★本人の希望をサポーターとともに実現する活動 ・趣味活動支援（詩吟教室同行、映画鑑賞等） ・外出支援（認知症カフェ、喫茶店、カラオケ　買い物同行等） 
様々な形でのチームオレンジ	延**68**回開催 ・介護者の集い ・認知症カフェ支援 ・普及啓発イベント開催など	延**109**回開催 ・介護者の集い ・認知症カフェ支援 ・普及啓発イベント開催など

取組の成果

◆認知症の方本人への効果
・介護保険サービスを利用する前の認知症疑い、初期の認知症の方がつながり、社会参加の場、孤立感が解消される場として機能。支援に拒否的な方も自然に参加につながった好事例あり。
⇒認知症初期段階からつながることで、症状安定、重度化予防も期待

◆家族への効果
・オレンジサポーターとの交流により、介護負⇒介護で苦労していることを　受け入れ理解してくれる場として機能

◆オレンジサポーターへの効果
・認知症本人との関わりを通し「認知症は特別なことではなく誰もがなりうる」「認知症になってもできることがある」といった「新しい認知症観」を理解し、地域へ伝承していくことができる。
・サポーター自身の社会参加の場となり、生きがい、介護予防につながる。

◆地域全体への効果
・医療、介護等関係機関（民間企業や団体など）との連携が促進され、認知症の方を支える地域のネットワークづくりへとつながる。
・地域へ理解が広まり、認知症があっても安心して暮らせる地域づくりへつながる。

市内どこに住んでいても格差なく、認知症の正しい理解が地域に広まり、認知症になっても安心して暮らし続けられるような地域づくりが必要

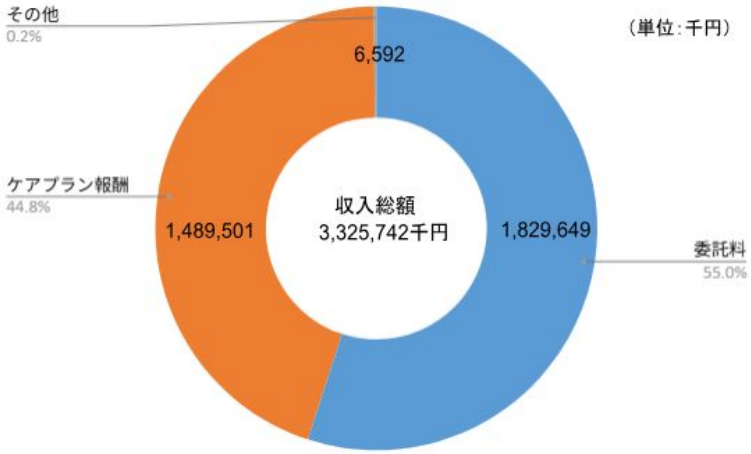
R8より10区で実施

チームオレンジの目指す姿



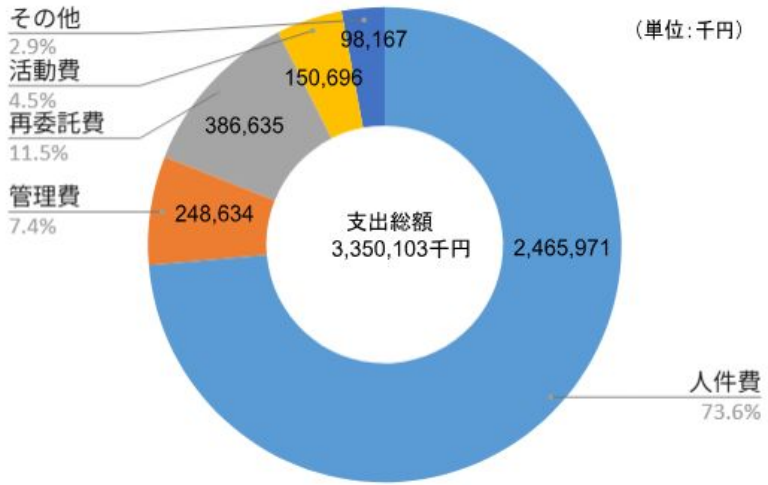
2. 令和7年度地域包括支援センターの収支状況

（1）収入



委託料（55.0%）	担当地区の高齢者人口等に応じて配置する専門職員の人員数に応じた人件費、事務職員（1人）の人件費、活動費、管理費、個別地域ケア会議開催経費、生活支援コーディネーター連携費等
ケアプラン報酬（44.8%）	要支援者及び事業対象者のケアプラン作成に伴う収入
その他（0.2%）	住宅改修申請に伴う意見書の作成報酬、講師謝金、認知症初期集中支援推進事業委託料等

（2）支出



人件費（73.6%）	専門職員・指定介護予防支援担当職員・事務職員の俸給、諸手当、法定福利費
管理費（7.4%）	事務所等賃貸料、光熱水費、事務機器経費、システム等IT関連経費、セキュリティ等役務費、その他経費
再委託費（11.5%）	要支援者及び事業対象者のケアプラン作成の再委託にかかる経費
職員活動費（4.5%）	通信費、旅費、車両費、需用費（物品購入、印刷経費等）、事業開催経費、研修経費等
その他（2.9%）	交際費、職員採用仲介手数料等
収支差額（収入－支出）	**▲24,361千円**

3. 令和7年度運営方針で示した取組項目の実施内容

(1)総合相談窓口としての機能・周知強化及び権利擁護支援体制の充実 ①

- 地域に住む高齢者等に関する様々な相談を一旦全て受け止め、必要に応じて地域包括支援センターの各業務につなげる。または、適切な機関と調整し確実に引き継ぐ。
- 総合相談、介護サービス未利用者へのアプローチ等の相談支援の際は、自立支援の考えに基づき積極的に地域の介護予防活動やインフォーマルサービスにつなげる。
- 様々な機関と連携し、認知症の方や介護者及び高齢者の権利擁護の支援体制を充実する。

総合相談支援の充実・周知

取組例・結果

● マンションの入居者への周知を強化 する、センターの ポスターを掲示 するとともに、連絡先や相談例を記載した 名刺サイズのカードを、自由に取り出せるように設置 し、カードをみての新規の相談があった 。(中央区第3包括)

● 総合相談受付票から複合的な課題をもつ世帯についてスクリーニング を行い、センター内で協議。障がいやひきこもりの子がいる世帯については、相談支援事業所等と連携し支援を行った。(清田区第2包括)

● センターの認知度を把握するため、 認知度アンケートを実施 。また、センターの周知を強化するため、ベストやのぼり、テーブルクロス等の 普及啓発ツールを作成 し、地域のイベント等で使用した他、クリアファイルやエコバック等、啓発グッツも作成・配布 した結果、高齢者や家族、近隣住民からの相談が増加した。(南区第1包括)

●センターの周知チラシをセンターの近隣町内会で 全戸ポスティングを行った。(厚別区第1包括)

今後に向けて

● 高齢者や介護者が早期に相談できるよう、今後もセンターの周知を強化するとともに、複合的な課題を有する世帯の支援に適切に支援できるよう関係機関とも連携しながら取組を継続する。



普及啓発ツール
(ベスト、のぼりなど)

介護サービス未利用者等への支援

取組例・結果

【フレイル改善マネジャー配置センターの取組例】

● 介護予防センターが開催している介護予防事業の様子を撮影し、資料を作成し、介護サービス未利用者に情報提供する際に活用した。(西区第2包括)

● 要支援認定更新時に、独自に作成したチラシをもとに説明 し、働きかけを行った結果、10件が更新しない意向を示した。(南区第2包括)

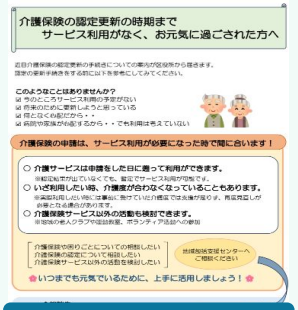
【フレイル改善マネジャー非配置センターの取組例】

● 毎月のセンター会議やプランナー会議で 、総合相談で把握したサービス未利用者やサービス休止中の対象者について、 介護予防教室や短期集中予防型サービス等につなげる必要性がないか確認 し、通いの場や短期集中予防型サービスの利用等につながっている。(東区第2包括)

● 民間企業や医療機関、地域組織などへ ｱﾌﾟﾛｰﾁし介護予防ｾﾝﾀｰが開催する介護予防教室について説明 を行い、対象となる高齢者に情報提供をするよう依頼した。(東区第3包括)

今後に向けて

● モデル実施結果より、サービスを利用していない要支援認定者の半数はフレイル状態であることが把握できており、取組強化が必要。令和8年から、すべてのセンターにフレイル改善マネジャーを配置する。



更新時の案内チラシ

（1）総合相談窓口としての機能・周知強化及び権利擁護支援体制の充実　②

地域における認知症高齢者への支援の体制強化

取組例・結果

【オレンジコーディネーター配置センターの取組み】

- 働き世代向けに土日祝日やオンラインでの認知症サポーター養成講座を開催したところ、5回で延66名が参加し、20～60代の働き世代が39名参加した。（白石区第1包括）
- 小学校で認知症サポーター養成講座と看護師・保健師の職業体験を合わせて実施したところ、認知症の理解と医療・福祉職への興味関心を促す機会となり、学校側から、次年度も実施して欲しいとの声があがった。（厚別区第1包括）
- 認知症のパネル展と合わせて、認知症の方ご本人のトークライブ等により、新しい認知症観を普及した。また、地区地域ケア会議を契機に、民児協とスーパーの定例的な意見交換等を行い、試行的に週1回、スローレジを導入することとなった。（中央区第1包括）

【オレンジコーディネーター非配置センターの取組み】

- 認知症サポーター養成講座を実施できていない小学校に、連町会長等地域と共同でアプローチすることで、新たな開催につながった。（清田区第1包括）
- 福祉のまち推進センターやボランティア団体と連携し、児童会館で認知症に関する絵本の読み聞かせを実施。（北区第2包括）
- 年3回以上認知症フォローアップ養成講座を受講している方へ、電話やメール等で、認知症カフェや家族介護者の集いを案内したところ、5名ばボランティアとしての参加につながった。（豊平区第1包括）



職業体験と認サポ



児童会館での読み聞かせ

今後に向けて

- 地域での支援体制を強化するため、令和8年度からすべてのセンターにオレンジコーディネーターを配置。

家族介護者支援の強化

取組例・結果

- 総合相談から家族同士が集まって介護についての話がしたいというニーズを把握し、地区ごとに分析した上で、新たに家族介護者の集いを開催する地区を選定し開催した。（白石区第2包括）
- 総合相談で家族介護者からの相談が2割程度であることから、早期に相談が入るように、介護者の集いを企画し、全戸回覧を行った。（白石区3包括）
- 中学校での認知症サポーター養成講座終了後に、ヤングケアラーについての研修会を開催した。（豊平区第2包括）
- 高齢者の介護者のみならず、地域共生社会の集いの場となることを目指し、障がい者を支援しているNPO法人が運営するカフェを会場にケアラー交流会を開催した。（西区第1包括）

今後に向けて

- 今後も家族介護者が抱え込まず、早期に相談できるよう、関係機関とも連携しながら取組を継続する。

高齢者の権利擁護に関する普及啓発及び関係機関との連携強化

取組例・結果

- 警察署と訪問し、虐待対応、困難ケース対応等のネットワーク構築に向けて情報共有を行った結果、警察から5件相談があった。（東区第1包括）
- 成年後見申立の書類作成ができる区内の病院と連携を図り、一覧を作成した。（厚別区第2包括）
- 札幌弁護士会の高齢者・障がい者支援委員会の弁護士と「死後事務委任契約」をテーマに研修開催。弁護士、介護支援専門員が参加した。（手稲区第1,2包括）

今後に向けて

- 今後もネットワークを生かし関係機関との情報共有・対応力強化に努めるとともに、住民や関係機関等に必要な情報を広く周知していく。

（2）包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

・ 介護支援専門員が、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるようニーズに基づいた支援を行う。
・ 介護支援専門員の実践力向上に向け、主任介護支援専門員との連携を強化する。

介護支援専門員のニーズに基づく支援

取組例・結果

● 身寄りのない高齢者について、身元保証人がいないことで入院や入所時に手続きが進まない課題が発生しており、「身元保証」をテーマにCM向けの研修会を開催。地域の葬儀屋や行政書士、終活のコンサル会社、高齢者住宅紹介会社身元保証会社から実際の事例をもとに説明を行い、定員が満員となった。（中央第2包括）
● 障害分野の社会福祉法人が運営するカフェを会場 に、ケアマネカフェを実施し16名の参加があった。（厚別区第2包括）
● 区内の施設に所属するケアマネを対象 に、「カスハラ」や「看取り」をテーマとした研修会を開催した。（豊平区第１ ,2,3包括）
● 在宅ケア連絡会と清田区自立支援協議会と共催 で、「複合課題を抱える世帯の支援」をテーマに研修会を開催した。（清田区第１ ,2包括）



研修会



今後に向けて

● 介護支援専門員のニーズは多岐にわたるため、今後も様々な機会を利用してニーズや課題を把握し、ニーズに基づく実践力向上に向けた取組を継続する必要がある。
● より多くの介護支援専門員が研修等に参加してもらえるように取り組み、地域全体の介護支援専門員の実践力向上につなげる必要がある。

居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携

取組例・結果

● 主任CMから、各居宅介護支援事業所の人材育成の現状を共有したいとの声があり、新人育成や離職防止をテーマに管理者向け意見交換会を開催した。（北区第1,2,3包括）
● 主任CMの交流会において、研修会や勉強会のテーマについて打合せを行い、ケアプランデータ連携システムの活用をテーマに勉強会を開催した。（西区第3包括）
● 主任CMの会で、業務効率化のための ICT活用の取り組みについて情報共有を行ったところ、業務効率化のためのツール等を勉強する有志の自主グループが立ち上がり、継続的に実施することとなった（清田区第1,2包括）
● 区内の主任CMが抱える課題として新人育成があり、令和3年度から主任CMが事業所の垣根を超えた新人教育を目指し、区内の主任CMの有志の会との協働でスーパービジョンを行う土台づくりのための研修会を複数回開催してきた。令和7年度より、居宅介護支援事業所のCMと主任CMの有志の会のメンバー13組をマッチングし、個別のスーパービジョンを実施。実施後のアンケートでは、スーパーバイジーからの満足度は高い結果であった。（手稲区第1,2包括）



今後に向けて

● 今後も主任介護支援専門員への支援とネットワーク構築を継続し、主任介護支援専門員による介護支援専門員の資質向上に資する取組が広がるように支援を継続する必要がある。

(3) 自立支援・重度化防止の推進に向けた地域ケア会議の促進

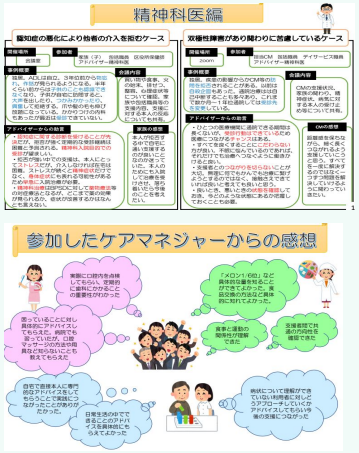
- 多職種連携による個別地域ケア会議の開催を通じ、自ら自立支援に資するケアマネジメントを実施する。
- 個別地域ケア会議から地域課題を抽出し、地区地域ケア会議や区地域ケア推進会議につなげる。

介護支援専門員等に対する個別地域ケア会議の活用促進

取組例・結果

- 個別地域ケア会議の開催内容や成果等をまとめた「個別地域ケア会議アドバイザー活用事例集」や「個別地域ケア会議事例集」を作成 し、居宅介護支援事業所等へ配布した（東区第3包括、清田区第2包括）
- センター内で個別地域ケア会議の好事例を発表 し、会議活用の意識づけを行った。また、CMへは啓発チラシを郵送した結果、年間3件、CMからの事例で3件個別地域ケア会議の開催につながった（中央区第2包括）
- 居宅介護支援事業所の主任 CMから、解決困難と感じている事例について抽出してもらい、個別地域ケア会議を開催し、CMが抱える課題を整理した。（東区第1包括）

- 個別地域ケア会議の 事例を選定する際に、生活支援体制整備事業から抽出された新札幌ニーズ11も加えて選定の目安を作成し、ゴミ捨てや買い物を課題とした個別地域ケア会議の開催につながった。また、新規・更新の介護予防プラン作成時に、職員からみた「不足している生活支援」について、新札幌ニーズ11の項目を活用したニーズ調査を実施 し、家族が同居している世帯や高齢者住宅の入居者においても「話し相手」や「移動手段」の地域課題があることが把握できた。
（東区第2包括）



個別地域ケア会議
アドバイザー活用事例集

今後に向けて

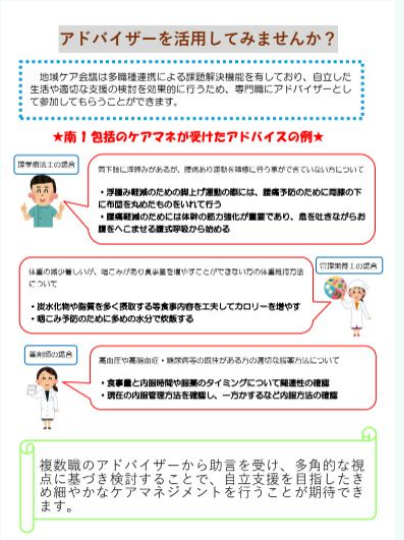
- 居宅介護支援事業所の CM等関係者が把握している地域課題について、総合相談や包括的・継続的ケアマネジメント業務のみならず、個別地域ケア会議からも把握できるよう、引き続き、 CM等関係者に対して、会議の活用を進めていく。

自立支援・重度化防止に資する会議の積極的な実施

取組例・結果

- 介護予防センターと連携 し、通いの場等で実施している体力測定の結果から検討が必要な対象者を抽出 し、その中から、1件個別地域ケア会議を開催した。（南区第3包括）
- センター内で過去に開催した事例を共有し、 自立支援・重度化防止を目的とした事例の選定基準を作成。セルフケアが必要な事例を抽出することで、自立支援・重度化防止を目的とする個別地域ケア会議の開催につながった。（豊平区第3包括）

- 自立支援・重度化防止に向けた意識の共有のため、居宅介護支援事業所のCMや介護サービス事業所が自立支援型の個別地域ケア会議にオブザーバー参加するよう依頼。オンラインで参加できるように工夫して開催した。（豊平区第1包括）
- 自立支援型の会議でのアドバイス内容を具体的に掲載したチラシを作成 し、担当エリア内の居宅介護支援事業所や介護予防センター等に周知した結果、介護予防センターで把握している事例で、1件個別地域ケア会議の開催につながった。（南区第1包括）



自立支援型の会議でのアドバイス
内容を掲載したチラシ

今後に向けて

- 介護予防支援事業所の指定も拡大していることから、地域包括支援センター職員をはじめ、居宅介護支援事業所の CM等関係機関による自立支援・重度化防止に資する支援をさらに充実させていく必要がある。

（4）自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの実施及び地域住民、関係機関との介護予防・自立支援に関する意識の共有

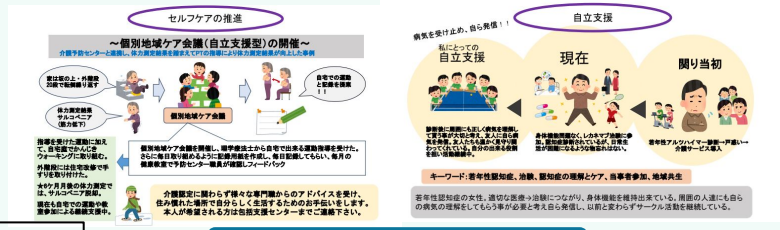
・ 介護予防ケアマネジメントを通じ、自立支援に向けて意識の共有を図る。

・ 介護予防センター等と連携し、地域住民の主体的な介護予防の取組を支援する。

介護予防ケアマネジメントの質の向上に向けた取組

取組例・結果

- 新規のケアプラン作成時には、担当地区内の職員で供覧し、 職員間でチェックを行った。（中央区第2包括）
- 介護予防ケアマネジメントの資質向上のための研修を センター内で開催。（東区第1包括）
- ICFを用いた事例検討会や研修会を開催。（白石第2包括、豊平区第2包括、清田区第1,2包括、手稲区第2包括）
- インフォーマルサービスやセルフケアをケアプランに位置付けられているか、ケアプラン点検 を実施。また、変更後のケアプランについても同様に点検を実施。（厚別区第1包括、豊平区第1包括）
- 重度化防止の観点から訪問看護事業所の管理者を講師として、 神経難病等の勉強会 を開催した。（厚別区第2包括）
- 短期集中予防型サービスの研修について年 2回開催し、年間6名の利用につながった。（清田区第2包括）
- インフォーマルサービスの活用をテーマに研修会 を開催した。（南区第1包括）
- 再委託先のCMの介護予防ケアマネジメントの資質向上のため、 自立支援に関する資料を配布 した。（南区第3包括）



自立支援に関する資料

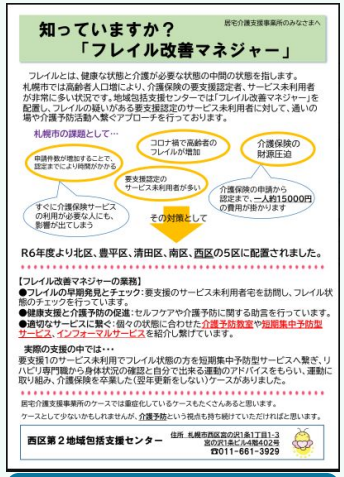
今後に向けて

- 各センターにおいて明らかになった介護予防ケアマネジメントにおける課題の解決に重点をおき、今後も取組を継続して質の向上を図る必要がある。

地域住民や関係機関との自立支援に向けた課題や意識の共有

取組例・結果

- 介護予防のチラシを 地区活動時の他、個別訪問時に配布 。（北区第1包括）
- 地域の健康イベントに参加し、セルフケアの啓発 を行った他、住民向けに、回覧などによりセルフケアに関するチラシを 2,500枚配布した 。（北区第3包括）
- 介護予防センターの周知チラシを医療機関や薬局、金融機関、地域のリハ職や医療ソーシャルワーカー等に配布 した結果、医療機関から、自立度の高い患者について介護予防活動につなげたいという、これまでにない相談があった。（東区第1,2,3包括）
- 新聞社のミニコミ誌にフレイル予防の記事を掲載した結果、記事をみてフレイル予防に関する相談があった。（東区第3包括）
- 居宅介護支援事業所の CM向けにフレイル改善マネジャーの活動内容がわかるチラシを作成 し配布した。（西区第2包括）
- 介護予防と介護保険の適正利用を普及啓発するため、介護予防リーフレット等を医療機関や薬局等に配架 を依頼した。（西区第3包括）
- 医療ソーシャルワーカー協会の広報誌に 短期集中予防型サービスとインフォーマルサービスに関する記事を掲載。（手稲区第1包括）



フレマネの活動内容を掲載したチラシ

今後に向けて

- 要支援者数は年々増加しており、自立支援に向けたセルフケアの推進について、引き続き、規範的統合を進めていく必要がある。